

大府 かわら版



法律や規則 「議員は簡単に欠勤できない」 法違反でも市議会として議論ゼロは大問題

6月27日の議会最終日、森山守議員(無会派クラブ)は市役所の議員控室まで来ていましたが、理由を告げずに議会を欠席したなどの問題について、久永議員と共産党大府市委員会は、議長等への申し入れや公開質問状などを行っています。

議員は法律や規則にそって…
議会以理由を告げずに欠席することは会議規則違反であり、地方自治法第134条に抵触する問題です。



さらに、最終日の賛否に出席しないということは、議員に選挙で託した市民の意見が反映されないという「市民への不利益」にもつながります。議員は正当な理由なく簡単に議会を休めないという規則や法で定められています。

抗議メールの内容「聞いた話」

森山議員は抗議とするメールを議長や議会事務局、新聞社などに送付。抗議の文章は明らかにされないことから、久永かすえ議員は情報公開請求で黒塗りの文書入手。さらに日本共産党大府市委員会の調査等によって、抗議メールの文章はほぼ明らかになりました。

内容は「〇〇がこう言った、あ言った」という伝聞と森山議員の主張が書かれており、抗議に対する根拠とは言えないものです。

法に抵触しても議論ゼロ!

抗議メールとされる文章には「〇〇議員の再再犯」「大府市議会が決めてきた」など、議会としての問題点が多く書かれているため、個人ではなく大府市議会としての問題でもあります。議会として「政治倫理審査会」を開くなどし、明らかに事実と違う内容については訂正を求め、議

議員は簡単には議会休めないのです

議員は、大府市議会の会議規則にそって会議を行っている。会議規則第2条は「公務、傷病などやむを得ず議会を欠席等する場合には、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届ける必要」とあり、この会議規則を違反すれば、地方自治法第134条に抵触し、違反した議員に対し、議会を開いて議決により懲罰(同法第135条)を課することができるほど重大な問題である。

会や市民を混乱させた点については、森山議員に謝罪してもらうことも必要です。

しかし、久永議員以外の議員は「個別の問題であるから、大府市議会として議論すべき問題ではない」と全く取り上げない態度は大問題です。

全員協議会でのやりとりは「なかつたこと」!

議会で一切取り上げないことから、久永議員は8月24日の全員協議会のその他で、この間の抗議メールについて、森山議員本人や議長にいくつか質問しましたが、やりとりは一切文章として残されていません。議会として不都合な問題は「隠ぺい」できる体制づくりは大問題です。

生活相談・法律相談

◆生活相談

: 日常生活の困りごと。

◆弁護士による無料法律相談

: 11月15日(水)18時より、予約制で弁護士が対応。

久永かすえ携帯電話
(090)1758-3521

★まずは久永議員まで電話を